

尾張旭市別居親族による訪問介護サービス等の取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、別居親族による訪問介護サービス等（以下「別居親族サービス」という。）について、市がその理由や必要性を事前に把握及び協議する手続を定めることにより、適切な介護サービスの提供を図ることで、介護給付等の適正化を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における定義は、次のとおりとする。

- (1) 「利用者」とは、別居親族サービスを利用する被保険者をいう。
- (2) 「別居親族」とは、利用者と別住居に居住し、かつ当該利用者の配偶者又は3親等内の血族若しくは3親等内の姻族をいう。
- (3) 「訪問介護サービス等」とは、介護予防訪問介護相当サービス、従来型訪問サービス及び指定訪問介護をいう。
- (4) 「別居親族ヘルパー」とは、利用者の別居親族であつて、訪問介護員等の資格を有し、介護予防訪問介護相当サービス事業所、従来型訪問サービス事業所又は指定訪問介護事業所（以下「訪問介護サービス事業所等」という。）に訪問介護員等として雇用されている者をいう。
- (5) 「他者ヘルパー」とは、別居親族ヘルパー以外のヘルパーをいう。
- (6) 「サービス担当者会議」とは、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9項又は指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9項に規定する会議をいう。

(対象者)

第3条 別居親族サービスの対象者は、次の各号のいずれにも該当する者又は特に市長が必要と認める者とする。

- (1) 主治医等により、次のいずれかの疾患であることが診断されており、当該疾患に起因した介護拒否、被害妄想、自傷他害、暴力行為等の問題行動があることによって、他者ヘルパーによる訪問介護サービス等が極めて困難な心身状況である者
 - ア 認知症（要介護認定における認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上）
 - イ その他、他者ヘルパーの導入が極めて困難な症状を伴う疾患、障害等
- (2) 訪問介護サービス等以外の在宅サービスについても前号の心身状況によって提供が困難な状況である者

(介護予防訪問介護計画又は訪問介護計画書の作成等)

第4条 訪問介護サービス事業所等は、別居親族サービスを提供しようとするときは、事前に次の手続を経なければならない。

- (1) サービス担当者会議において別居親族サービスの必要性を確認すること。
- (2) 別居親族ヘルパーを必要とするやむを得ない理由を介護予防訪問介護計画書又は訪問介護計画書（以下「訪問介護計画等」という。）に明記すること。
- (3) 別居親族ヘルパーの別居親族サービスに従事する時間の合計時間が、当該別居親族ヘルパーが訪問介護サービス等に従事する合計時間のおおむね2分の1を超えないように配慮すること。

(事前協議)

第5条 訪問介護サービス事業所等は、別居親族サービスを開始しようとする日から起算して14日前までに、別居親族による訪問介護サービス等の提供についての協議書（第1号様式。以下「協議書」という。）に当該利用者に係る次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる書類の写し

区分	書類の写し
事業対象者	介護予防サービス・支援計画書 基本チェックリスト 介護予防支援経過記録（サービス担当者会議記録を含む。） 利用者基本情報 興味・関心チェックシート サービス利用票 サービス利用票別表 介護予防訪問介護計画書
要支援者	介護予防サービス・支援計画書 基本チェックリスト 介護予防支援経過記録（サービス担当者会議記録を含む。） 利用者基本情報 興味・関心チェックシート サービス利用票 サービス利用票別表 介護予防訪問介護計画書
要介護者	第1表 居宅サービス計画書（1） 第2表 居宅サービス計画書（2） 第3表 週間サービス計画表 第4表 サービス担当者会議の要点 第5表 居宅介護支援経過 第6表 サービス利用票（兼居宅サービス計画）

第7表 サービス利用票別表 アセスメントシート表（基本情報、フェイスシート） 訪問介護計画書
--

(2) その他、市長が必要と認める書類

（承認の判断基準）

第6条 別居親族サービスの提供を承認する判断基準は次によるものとする。

- (1) 訪問介護サービス事業所等のサービス提供責任者は、利用者本人への面談等によって、第3条に定める心身状況を客観的かつ十分に把握していること。ただし、当該確認を行うものが利用者の親族に該当する場合は、管理者等が確認すること。
- (2) サービス担当者会議において、他者ヘルパーによる介護の可能性について十分に検討し、親族等の協力の下で実際に導入を試みる等、積極的に取り組んでいること。
- (3) 他者ヘルパーへの移行時期が設定され、移行への具体策（親族の協力方法、他者ヘルパーの導入方法、訪問予定回数等）が訪問介護計画等上に位置付けられていること。
- (4) 別居親族ヘルパーに対する行動管理・指導の徹底によって、常に別居親族サービスの適正性が確保できる体制にあり、その監督方法が明確であること。

（承認）

第7条 市長は、第5条の協議書の提出があったときは、別居親族サービスの提供が適正であるかを前条の判断基準に基づき検証し、別居親族による訪問介護サービス等の提供承認（不承認）通知書（第2号様式）を訪問介護サービス事業所等に通知するものとする。

2 前項により承認した際の承認期間は次のとおりとする。

- (1) 初回の場合は、承認開始日から同日の属する月から起算し3月目の末日までとする。
- (2) 2回目以降の場合は、別居親族ヘルパーの管理状況及び他者ヘルパーへの移行状況の確認が必要な期間とする。ただし、要介護・要支援・事業対象者の認定有効期間を超えないものとする。

（別居親族サービスの実施）

第8条 訪問介護サービス事業所等は、別居親族サービスを実施するに当たっては、別居親族による訪問介護サービス等の提供承認（不承認）通知書に記載された遵守事項等に従い、別居親族サービスを適正に提供しなければならない。

(訪問介護サービス事業所等及び訪問介護員等の注意義務)

第 9 条 訪問介護サービス事業所等及び訪問介護員等は、この要綱に定める事前協議手続を経ずに別居親族サービスを提供することがないように、注意しなければならない。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 9 日から施行する。